

公園計画の用語説明

資料-15

用語	解説	例・注釈
保護規制計画	公園内における特定の行為を規制することで、開発や過剰な利用から保護するための計画で、特別保護地区、第1種・第2種・第3種特別地域、海域公園区域、普通地域のような規制の強さを持つ地域を公園内に設けています。	規制される行為については許可制
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。	規制される行為については許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域。	規制される行為については許可制 学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。
第2種特別地域	農林漁業活動について、努めて調整を図ることが必要な地域。	規制される行為については許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電については、各種の条件を付して許可することがある。
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として規制のかからない地域。	規制される行為については許可制 林業については皆伐を認めている。 工作物の設置については、第2種特別地域とほぼ同様。
普通地域	特別地域や海域公園区域に含まれない地域で、景観上特別地域と一体をなす集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る地域。 特別地域や海域公園区域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえます。	規制される行為については 事前届出制 大規模な工作物等風景を害する物については、保全のための行政措置を講ずる。
海域公園区域	熱帯魚、さんご、海藻等の動植物によって特徴づけられる優れた海中の景観に加え、干潟、岩礁等の地形や、海鳥等の野生動物によって特徴づけられる優れた海上の景観を維持するための地区。	規制される行為については許可制
利用調整地区	特にすぐれた風致景観を持つ地区で、利用者の増加によって自然生態系に悪影響が生じている場所において、利用者の人数等を調整することで自然生態系を保全し、持続的な利用を推進することを目的とする地区。	利用者の立ち入りは認定制
利用規制計画	特にすぐれた景観地において、適正な利用と周辺の自然環境の保護を図るために利用の増大に対処するための計画。利用の時期・方法などについて、調整・制限・禁止する必要がある事項について定める計画。	自動車利用適正化（マイカー規制）・スノーモービル・馬乗入れ規制
保護施設計画	荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な施設（保護施設）を計画するもの。	
保護施設	保護施設計画に基づく保護施設。	植生復元施設・動物繁殖施設・砂防施設・防火施設など
利用施設計画	公園利用と管理の拠点となる集団施設地区や、適正に公園を利用するために必要な利用施設があります。	自然景観に悪影響を与えないように利用施設が計画される。
集団施設地区	公園利用と管理のための施設を総合的に整備するための地区。	宿泊施設群・総合運輸施設・展望施設・総合案内施設（ビジターセンター等）
単独施設		園地・宿舎・休憩所・野営場など
道路		車道・自転車道・歩道（探勝歩道、登山道等）など。
運輸施設		鉄道・ロープウェイ・リフト・船泊など
生態系維持回復計画	生態系へ被害を与えるシカやオニヒトデ等の捕獲、外来種の駆除、あるいは自然植生やサンゴ群集の保護など、生態系の維持又は回復を図るための取り組みを予防的・順応的に実施するための計画。	各種保護・保全・維持・再生事業